

なかさと

2003年11月号

平成15年

●発行/中里村役場 〒949-8492 新潟県中魚沼郡中里村大字田沢己2133番地 ☎0257(63)3111 Fax(63)2044 ●編集/総務課
●ホームページ <http://www.vill.nakasato.niigata.jp> ●電子メール info@vill.nakasato.niigata.jp



自分の健康って 何だろう!!??

11月3日(月)、総合センター前で「健康まつり2003」が開催され、食事の栄養バランス相談や野菜の即売などたくさんのイベントが行われました。
【左下写真は一食分の野菜食事の例。キャベツ・トマト・キュウリ・もやしなどのサラダ、ニンジンのたらか和え、ミニトマト、かぼちゃ(チーズかけ)】

主な内容

- 考えよう市町村合併 2~6
- 生涯学習課からのお知らせ..... 7
- 中里村職員の給与..... 8~9
- 民生課からのお知らせ..... 10
- 魚沼地方林業振興祭..... 11
- 十日町地域高速通信体系整備構想..... 12~14
- なかさとウォッチング..... 15
- お知らせ..... 16~18

みんなで考えよう

市町村合併

第10回 十日町広域圏合併任意協議会

10月16日(休)、十日町市クロス10にて開催され、新市建設計画(素案)策定の事前説明及び意見交換、事務事業協議について、議員の定数及び任期に関すること、議員の選挙区の定数に関する小委員会の設置について、など協議が行われました。

◎新市建設計画(素案)策定の事前説明及び意見交換

「新市建設計画」は、新市の将来構想を基本として、合併後10年間における新市の主な事業計画を策定するもので、新市の財政計画と一体となった重要な計画です。

新市建設計画に定めるべき事項は、①合併市町村の建設の基本方針②合併市町村の建設の根幹となるべき事業に関すること③公的施設の統合整備に関する事項④合併市町村の財政計画の4項目となっています。

第10回の任意協議会で、10月10日より新市将来構想検討委員会で協議されている「新市建設計画(素案)」において、事前説明及び意見交換が行われ、新市建設計画策定スケジュール、登載事業の考え方について様々な意見が出されました。

なお、この「新市建設計画(素案)」は11月19日(休)中里村総合センターで行われる第12回任意協議会で答申を行う予定で、建設計画の完成については、法定協議会の場で協議が進められことになっております。

◎事務事業協議について

①水道加入金に関すること

協議結果 → 新市においては、十日町市・川西町・中里村・松代町同様、新規給水者の加入金制度を導入することとし、加入金の額は十日町市の例を基本として統一する。十日町市の減免規定は廃止することとする。

給水装置工事は、需要者が負担・施工することに新市移行時に統一する。

②水道使用料に関すること

協議結果 → 新市移行時、中里村を除く4市町を十日町市の使用料の例に統一することとする。未普及地の解消に努めつつ、中里村を含め5年後に使用料を調整する。

③水道料金の減免基準に関すること

協議結果 → 新市移行時、十日町市の例を基本として統一することとする。ただし、冬期間検針をしない箇所については現在の4町村の例によることとする。

松代町・松之山町の65歳以上の独居者人に対する減免制度は、新市移行3年をめどに廃止することとする。

①下水道受益者負担(分担)金に関すること

協議結果 → 新市移行後も、現在の5市町村の各下水道等事業の負担(分担)金額を継続することとし、新規事業については十日町市の例により統一した負担(分担)金額とする。

新規加入金については、新市移行時、十日町市の例により統一することとする。

②下水道受益者負担(分担)金の賦課・徴収に関すること

協議結果 → 新市においては、負担(分担)金の賦課は十日町市・川西町・松之山町の例に統一し事業開始時に賦課することを原則とするが、中里村・松代町の賦課制度は過去からの経緯から、現在の事業終了まで継続することとする。

分割納入制度については、十日町市・川西町の例により5回分割に統一する。ただし既に分割納付が開始されている受益者にあつてはそのまま継続することとする。

前納(一括)納入報奨金については、廃止することとする。ただし、中里村の前納報奨金制度は過去からの経緯から、現在の事業終了までの間継続することとする。

③下水道使用料に関すること

協議結果 → 新市移行時、十日町市と中里村の※中位程度の料金を基本とした料金に統一する。
 (※現状(20㎡/月当たり) → 十日町市 3,050円、中里村 3,200円)

④合併浄化槽に関すること

協議結果 → 新市において合併浄化槽は、既存のものも含め、新市における設置・管理型事業によることを基本とし、下水道等使用者と合併浄化槽使用者が同等の負担となる制度によることとする。

①重度心身障害者医療費に関すること(第9回協議会からの再協議分)

協議結果 → 重度心身障害者医療は県の制度であり、新市においても継続する。松代町が実施している単独費の上乗せ助成は、県事業対象外である療育手帳B所持者の医療負担軽減のため新市においても継続して実施する。ただし精神障害者医療に伴う入院者は除き、助成額は2分の1とする。

◎議員定数及び任期に関すること

①議員定数及び任期(定数・特例)に関すること

協議結果 → 1回目の選挙は「選挙区選挙による定数特例」を採用し、議員定数は40名とする。
 2回目は「全市一区」で30名以内の定数で選挙を行う。
 常任委員会・議会運営委員会の任期は2年が適当と思われるが、新市において決定する。

◎議員の選挙区の定数に関する小委員会の設置について

新市における議員の選挙区における定数の取り扱いについて審議を行うため、「議員の選挙区の定数に関する小委員会」の設置が可決されました。委員構成は、協議会委員のうち議会議長及び学識経験を有する委員各1名の10名で構成されます。

第11回 十日町広域圏合併任意協議会

10月28日(火)、松之山町自然休養村センターで第11回目が行われ、合併の期日について、新市の事務所の位置について、地域審議会について、地域自治の仕組みづくりについて、などが協議されました。

◎合併の期日について

協議結果 → 合併任意協議会では合併する日を特定しないが、決定するまでは平成17年3月31日を目標として事務を進める。

◎新市の事務所の位置について

協議結果 → ①合併後当分の間は、現在の十日町市役所を新市の事務所とする。
 また、現在の4町村役場を新市の川西支所、中里支所、松代支所及び松之山支所とし、現在の十日町市役所の4出張所を新市の吉田出張所、下条出張所、水沢出張所及び情報館出張所とする。
 ②新庁舎の建設は、合併後5年を目処に検討する。

◎事務事業協議について

①一般職の職員の身分の取扱いに関すること

協議結果 → 「市町村の合併の特例に関する法律」第9条の規定に基づき、次のように取り扱う。
 1：合併の日の前日に合併関係市町村の一般職の職員である者は、合併の日に新市の職員として引き継ぐ。
 2：新市に引継ぐ職員の任免、給与その他の身分取扱いに関しては、新市において公正に処理する。

②特別職の職員の身分の取扱いに関する事

- 協議結果 → 1：新設合併のため、合併関係市町村の首長、助役、収入役及び教育長は、合併の日の前日に失職する。
- 2：新市長が選挙されるまでの間、市長職務執行者を合併関係市町村のうちから協議により定める。
- 3：新市長が選挙され、新市の議会の同意を得て新収入役を選任するまでの間、市長職務執行者は、副収入役又は収入役の職務を代理する吏員を定める。
- 4：新市長が選挙され、新市の議会の同意を得て新教育委員を任命するまでの間、市長職務執行者は、合併関係市町村の教育委員のうちから新市の教育委員を臨時に選任し、臨時に選任された教育委員の互選により暫定教育長を定める。（暫定教育長（教育委員を含む）は、新市長が選挙された後、新市長が最初に招集する新市の議会の会期の末日まで在任する。新市長は、新市の議会の同意を得て新教育委員を任命し、新教育委員の互選により新教育長を選任する。）
- 5：新市長を選任する選挙は、合併の日から50日以内に行う。
- 6：新市長は、新市の議会の同意を得て、助役及び収入役を新に選任し、教育委員を新たに任命する。

③行政組織に関する事

協議結果 → 1 事務所

- (1)合併後当分の間は、現在の十日町市役所を新市の本庁舎兼十日町支所とし、現在の4町村役場を新市の川西支所、中里支所、松代支所及び松之山支所とし、現在の十日町市役所の4出張所を新市の吉田出張所、下条出張所、水沢出張所及び情報館出張所とする。
- なお、新市の本庁舎に物理的に配置できない場合や施設を管理する上で効率的な場合は、一部の支所又は施設（民間施設の借上げを含む）に当該部門を置き、それらを新市の分庁舎とする。

- (2)建物の耐用年数を過ぎ使用に危険が伴うようになった場合の事務所の建替え、移転、統合、廃止については、その時点において検討する。

2 本庁、支所及び出張所の業務

- (1)本庁においては、新市全体に係る政策・施策、総合的な調整・管理に関する業務及び部門別の企画調整管理業務を行う。なお、分庁舎においても、本庁と同様に当該部門の企画調整管理業務を行う。

- (2)支所においては、地域振興部門を置き、旧市町村区域を所管区域として振興発展に関する業務を行う。また、各種住民窓口サービス部門については、住民に密着したサービスを提供するとともに、住民要望の受入・相談窓口を置き、旧市役所・町村役場と同様の業務を行うことを基本として、一定の権限を持った職員と必要な数の職員を配置する。

さらに、本庁で企画した事務事業と旧市町村から引継いだ事業などを行う。

- (3)出張所においては、住民票、戸籍、印鑑証明等の証明書類の発行業務と住民要望の受入・相談窓口業務を行う。

3 組織機構

- (1)簡素で効率的、市民にわかりやすく、柔軟で、利便性の高い形態に整備する。

- (2)別に掲げる「行政組織機構の整備方針」を基本とし、効率かつ適切な職員配置を行う。

①農業事業関係の補助に関する事（農業施設整備関係）

- 協議結果 → 新市においても農業振興を推進することとし、地域性等を考慮し、国県の上乗せ助成は5～10%の補助率を基本として限度額を設けて交付要綱等を定めることとする。

単独事業は50%以内とし限度額を設けて交付要綱等を定めることとする。

ふれあいセンター整備事業については松代町・松之山町の整備がほぼ終了していることから、十日町市・川西町・中里村の例により事業主体を集落とし、補助率は十日町市の例に統一する。ただし、合併時旧5市町村で計画中のものは現在の制度のまま新市に引き継ぐ。

②団体営農業農村整備事業に関する事

- 協議結果 → 新市においては、生産基盤整備型事業に対して、地域性を考慮した5～10%以内の上乗せ補助

を基本とする。ただし、継続事業については現行のとおり引き継ぐこととする。
また、公共性の高い生活環境基盤整備型事業に対しては、新市において整備することを基本とする。

③市町村単独土地改良事業に関する事

協議結果 → 新市において単独補助事業の補助率は、限度額を定めたくえで、地域性を考慮し、30～50%以内とする。また、公共性の高い事業については、新市において整備することを基本とする。
採択基準は、原則国県事業に該当しない事業で、詳細は新市において規定する。

④国県農業農村整備事業に関する事

協議結果 → 新市においては、農水省農村振興局長通達の国県営事業における地方公共団体の負担割合（ガイドライン）以内を原則とし、特別の理由がある場合に限り、地域性を考慮した上乗せ補助を新市において考慮する。

ただし、継続事業については現行のとおり引き継ぐこととする。

⑤農地農業用施設災害復旧に関する事

協議結果 → 新市においては、団体営国庫災害事業に対し、川西町の例により地元負担を農地災害5%以内、施設災害3%以内とする。

単独災害補助については、松代町の例により地元負担を50%以内とし、農地災害については限度額を規定する。

⑥県単土地改良事業に関する事

協議結果 → 新市において、県単事業に対しては、その地形等の地域性を考慮し、5～15%の上乗せ補助を基本とする。

ただし、公共性の高い事業は現在の5市町村同様、新市において整備することを基本とする。

①第三セクター運営に関する事

協議結果 → 既存の第三セクターは新市に継承し、引き続き経営の改善に努める。

◎総務関係事業に関する事

①名誉市町村民制度に関する事

協議結果 → 表彰制度は、新市においても存続させる。

旧市町村の名誉市町村民は、合併後新市の名誉市民とみなす。

◎事務事業調整結果の報告

総務関係事業に関する事、人事関係に関する事、農政関係事業に関する事について、調整結果が報告されました。

◎地域審議会について

協議結果 → 1. 合併関係市町村が必要と認めた場合には、合併前の旧市町村を単位として地域審議会を置くことができるものとする。なお、必要の有無は、それぞれの合併関係市町村が判断し、法定協議会で確認することとする。

2. 設置する期間は、新市建設計画の期間と同じ期間とし、合併した年度に引き続く10年間とする。

3. その他、取扱い事務及び委員の構成等は、法定協議会で協議する。

◎地域自治の仕組みづくりについて

協議結果 → 合併のメリットである重点的な投資による投資効果や広域的視点に立ったまちづくり及び行財政の効率化に配慮しつつ、地域の個性を尊重し、それぞれの地域の特性を活かしたまちづくりを行うため、以下の仕組みを構築する。

1. 地域の個性・資源を積極的に活用し、地域の特性を活かしたまちづくりを進めるため、住民と行政のパートナーシップのもと、地域運営を行う仕組みを構築する。

2. 住民に身近な課題は住民自らが決定できるよう、住民同士が連携する組織を構築する。

◎今後の任意合併協議会等の開催日程(予定)

◆第12回 十日町広域圏合併任意協議会

日 時：11月19日(水) 午後1時30分～ 会 場：中里村総合センター

・提出予定議案：新市建設計画(案)の発案について、新市の名称選定小委員会の報告について、一部事務組合の取扱いについて、長期財政の負担について、任意協議会及び法定協議会について、その他

◆第13回 十日町広域圏合併任意協議会

日 時：11月28日(金) 午後1時30分～ 会 場：川西町総合センター

◆新市の名称案選定小委員会

日 時：11月14日(金) 午前9時30分～ 会 場：松代町総合センター

問合せ先

◆十日町広域圏合併任意協議会 ☎32-7723

◆中里村役場総務課政策係 ☎63-3111



かんきょう



たより

●村内一斉清掃ご協力ありがとうございました

10月19日村内一斉清掃を実施しましたが、早朝からご協力をいただきありがとうございました。皆さんから回収していただき、津南地域衛生施設組合に搬入されたごみの量は3,395kgでした。4月29日に実施したときの、3,250kgを合わせると6,645kgものごみを回収していただきました。

言い換えれば、これだけのごみが捨てられていたのです。ポイ捨て、不法投棄は絶対になくしましょう。

●ごみ減量推進地域実践活動のご案内

11月16日(日)午後1時から、津南町において「津南・中里地域ごみ減量作戦～人間の生きよい・暮らしやすい環境をつくろう」をテーマに、衛生施設組合のごみ処理の実態見学及び講習会を開催します。身近な問題「ごみの減量」についてみんなで考える機会として皆さんの参加をお待ちしています。詳しい内容は後日配布のチラシで案内します。

●『標準営業約款制度 [S マーク] をご存知ですか!』



標準営業約款制度は、法律で定められた消費者(利用者)擁護に資するための制度です。

公正労働大臣認可の約款に従って営業することを登録した、「理容店」、「美容店」、「クリーニング店」では、店頭でSマークを掲げています。登録店は、技術・衛生・安全を約束する信頼のできるお店選びの目安となります。また万一の場合、事故賠償基準に基づいた補償も受けられます。

詳しくは、財新潟県生活衛生営業指導センター(☎025-283-5900)までお問い合わせください。

2003年 11月の生涯学習情報



社会体育施設大解放!!

地域のレクリエーション活動や
クラブ・クラブの活動、子供会活動などに
体育施設を利用しませんか?

冬季の社会体育施設利用団体の申込みを受付けています。
ご希望の方は生涯学習課社会体育係まで!!

申込〆切 11月25日(火)

※定期的な利用の他にも随時、臨時利用も受け付けて
おりますのでご希望の方はご利用希望日の一週間前
までにお申込みください。



☆☆中里ユニホッケー大会☆☆ 参加チーム大募集!!

- 期 日 11月22日(土) 午前8時30分～
- 会 場 村民体育館
- 種 目 小学生低学年の部、小学生高学年の部、一般の部 (中学生以上)
※1チーム選手6名、補員6名以内
(常時女子2名以上が試合に出場していること)
- 申込期限 11月17日(月)
- 申 込 先 教育委員会 生涯学習課 社会体育係



ユニホッケー教室もあるよ。

会 場	学 習 日	時 間
清津峡小学校体育館	11月14日(金)	午後7時30分～ 午後9時
	11月21日(金)	
倉俣小学校体育館	11月12日(水)	
	11月19日(水)	
貝野小学校体育館	11月10日(月)	
	11月17日(月)	
村民体育館	11月14日(金)	
	11月21日(金)	

お問い合わせは ● 中里村教育委員会 生涯学習課 ☎63-4478

中里村職員給与をお知らせします

中里村職員の給与等を村民の皆さんに知っていただくために、その内容について公表します。

(1) 人件費の状況 (普通会計決算)

(単位：千円)

区分	職員数	給与	人件費	人件費率	
14年度	6,337人	4,068,328	120,713	855,535	21.00%

(注) 人件費には、特別職に支給される給料・報酬等を含みます。

(2) 職員給与費の状況 (普通会計予算)

(単位：千円)

区分	職員数	給与	人件費	人件費率		
15年度	94人	381,061	49,677	164,579	595,317	6,333

(3) 職員の平均給料月額及び平均年齢の状況 (14年4月1日現在)

区分	平均給料月額	平均年齢	中里村	新潟県
中里村	333,600円	43.7歳	309,000円	56.4歳
新潟県	359,981円	42.8歳	336,142円	45.5歳

(4) ラスパイレス指数の状況 (各年4月1日現在)

区分	14年度	15年度
一般行政職	92.3	93

(注) ラスパイレス指数とは、国家公務員の平均給与額を100として算定する地方公務員の平均給与額の指数です。

(5) 職員の初任給の状況 (14年4月1日現在)

区分	学歴	中里村			
		決定初任給	採用2年経過後 給与額	一般行政職	採用2年経過後 給与額
一般行政職	大学卒	171,500円	185,600円	171,500円	185,600円
	高校卒	139,500円	149,200円	139,500円	149,200円
技能労務職	高校卒	136,700円	146,200円	136,700円	146,200円

(6) 職員の経過年数別・学歴別平均給料月額の状況 (14年4月1日現在)

区分	学歴	経過年数		
		10年	15年	20年
一般行政職	大学卒	288,800円	319,100円	372,100円
	高校卒	223,300円	277,500円	323,600円
技能労務職	高校卒	該当者はいません		

(注) 経過年数とは、卒業後直ちに採用され引き続き勤務している場合、採用後の年数をいいます。

(7) 一般行政職の級別職員数の状況 (14年4月1日現在)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	計	
標準的な勤務内容	主事補	主事	主事	主任	係長 主査	課長補佐 副参事	課長	課長		
職員数	0人	13人	3人	10人	11人	18人	7人	2人	64人	
構成比	0%	20.30%	4.70%	15.60%	17.20%	28.10%	11.00%	3.10%	100%	
参考	1年前の構成比	0%	18.50%	4.60%	16.90%	20.00%	26.20%	9.20%	4.60%	100%
	5年前の構成比	2.30%	7.00%	17.40%	15.10%	34.90%	11.60%	8.10%	3.50%	100%

(8) 職員手当の状況

区分	中里村			国		
	(14年度支給割合)			(14年度支給割合)		
期末手当 勤勉手当	6月期	期末手当 1.45月分	勤勉手当 0.60月分	6月期	期末手当 1.45月分	勤勉手当 0.60月分
	12月期	1.55月分	0.55月分	12月期	1.85月分	0.55月分
	3月期	0.50月分	-月分	3月期	0.2月分	-月分
	計	3.50月分	1.15月分	計	3.50月分	1.15月分
	職制上の段階、職務の級等による加算措置 有			職制上の段階、職務の級等による加算措置 有		
退職手当	(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
	勤続20年	21.0月分	28.875月分	勤続20年	21.0月分	28.875月分
	勤続25年	33.75月分	44.55月分	勤続25年	33.75月分	44.55月分
	勤続35年	47.5月分	62.7月分	勤続35年	47.5月分	62.7月分
	最高限度額	60.0月分	62.7月分	最高限度額	60.0月分	62.7月分
	その他の加算措置 退職特別昇給	定年前早期退職特別処置2%~20%加算 1~2号		その他の加算措置 退職特別昇給	定年前早期退職特別処置2%~20%加算 20年以上 1号	

	11,493千円	106千円
--	----------	-------

扶養手当	配偶者 14,000円 配偶者以外2人まで 6,000円 但し、配偶者のいない職員の場合 1人は 11,000円 配偶者が扶養親族でない職員の場合 1人は 6,500円 その他の扶養親族1人～2人目 3,000円、3人目～ 5,000円 満16歳の年度初めから、満22歳の年度末までの子は5,000円加算	同 左
住宅手当	〈借家〉 月額12,000円を超える家賃を支払っている職員に対し、その家賃額に応じ、最高27,000円(家賃額55,000円)まで支給 〈持家〉 1,000円 但し、新築・購入した場合、5年間は2,500円	同 左
通勤手当	片道2km以上の職員に支給 〈交通機関利用者〉定期券の価格 〈交通用具使用者〉往復1kmにつき750円/月	片道2km以上の職員に支給 〈交通機関利用者〉運賃等相当額 〈交通用具使用者〉2,000円(片道5km未満)～最高20,900円(40km以上)まで支給

(9) 特別職の報酬等の状況 (15年4月1日現在)

給料	村 長	704,000円	報酬	議 長	250,000円	(14年度支給割合)	
	助 役	559,000円		副 議 長	195,000円	6月期 1.45月分	3月期 0.50月分
	収 入 役	531,000円		常任委員長	183,000円	12月期 1.55月分	
				議 員	177,000円		計 3.50月分

(10) 部門別職員数の状況と主な増減理由 (各年4月1日現在)

一般行政	議 会	2	2	0	政策関連の業務増による増 滞納整理に対応するための増員
	総務	22	22	0	
	税務	6	6	0	
	労働	0	0	0	
	農水	10	10	0	
	商工	2	2	0	
	土木	6	6	0	
	民生	23	23	0	
衛生	9	9	0		
小計	80	80	0		
特別行政	教 育	15	14	△1	退職不補充による減員
	警 察	0	0	0	
	消 防	0	0	0	
小計	15	14	△1		
公営企業等	病 院	4	4	0	事業量が減少したための減員
	水 道	2	2	0	
	交 通	0	0	0	
	下水道	4	3	△1	
	その他	4	4	0	
小計	14	13	△1		
合 計	109	107	△2		

(11) 定員適正化計画の概要実績

(各年4月1日現在)

一般行政	計 画	83	83	84	84	79
	実 績	80	80	78	80	—
特別行政	計 画	13	14	14	14	13
	実 績	14	14	15	14	—
公営企業	計 画	13	13	13	13	12
	実 績	13	13	14	13	—
合 計	計 画	109	110	111	111	104
	実 績	107	107	107	109	—

みんなを支え合い安心して暮らせるように

中里村では、地域でいつまでも安心して暮らせるように、介護予防・生活支援対策として、介護保険外で各種の福祉サービスを提供しています。

どのようなサービスを提供しているか、主なものを紹介します。

- 調理が困難な65歳以上の高齢者に対して、週1回の配食サービスと安否確認を行います。
- おおむね65歳以上の単身世帯、高齢者のみの世帯の高齢者等に対して、外出の付き添い、食材の買物、家屋内の整理整頓、健康管理・栄養管理に関する助言、雪下ろし、除雪など日常生活の援助を行います。
- おおむね65歳以上の単身世帯、高齢者のみの世帯の高齢者等で、一般の理美容サービスを利用することが困難な方に、出張して居宅で理美容を行います。
- おおむね60歳以上のひとり暮らしの高齢者等で、家に閉じこもりがちな方に日常動作訓練、入浴、給食、趣味活動等のサービスを提供します。
- 養護老人ホーム、特別養護老人ホーム等に一時的に宿泊させ、生活習慣等の指導を行うとともに、体調調整を図ります。
- 高齢者を介護している家族等を対象に、介護の方法や介護予防、介護者の健康づくり等についての知識・技術を習得させるための教室を開催します。
- 高齢者を介護している家族等を対象に、日帰り旅行、施設見学などを利用した介護者相互の交流会などを行い、心身の元気回復を図ります。
- 高齢者を介護しているか又は介護していた家族を対象に、ホームヘルパーとして社会で活躍することを支援するため、ホームヘルパー研修（2級又は3級課程）を実施します。
- おおむね65歳以上の独居世帯、高齢者のみの世帯等を対象に、急病や災害等の緊急事態を通報できる装置を取り付けます。
- 骨密度検診受診者、転倒経験者等を対象に、転倒予防体操、調理実習、正しい歩行姿勢の指導、体力バランスチェック等を行います。
- 高齢者及び身体障害者手帳、療育手帳を所持者している、要介護2から要介護5の方を在宅で介護している者に対して、手当金を月額5千円（要介護2・3）又は1万円（要介護4・5）支給します。

介護認定審査会で要介護2以上と認定された高齢者及び身体障害者手帳、療育手帳を所持者している方が、在宅でおむつを利用しているとき、世帯主（生計中心者）に対して、月額4千円（世帯主が所得税課税の者）又は8千円（世帯主が所得税非課税の者）以内のおむつ代を助成します。

ただし、1ヶ月のおむつ購入額が2千円未満の場合は、対象となりません。

◎各サービスを利用するには手続きが必要です。また、利用するサービスによって、利用者負担金が必要となります。詳しくは、役場民生課福祉係又は中里村在宅介護支援センター（☎63-2226）へお問合せください。

身体障害者、知的障害者、障害児の福祉サービスが「措置制度」から「支援費制度」にかわりました。支援費制度は、障害者の立場に立った福祉サービスを利用できるように、障害者みずからサービスを選択し、事業者と契約してサービスを利用する制度です。サービスを利用する場合は、申請をしてください。

◎支援費制度の利用サービス例

- なかまの家・なごみの家などへの短期入所（日中利用・宿泊）
- なかさと福祉会などのホームヘルプサービス利用 ●つくし園・なごみの家などへの通所
- なかまの家・マイトラなどへの入所 ●十日町市身体障害者福祉センターのデイサービス利用

☆支援費支給申請の必要のないサービス（支援費制度対象外のサービス）

- 知的障害児施設への入所（魚沼学園など） ●重症心身障害児（者）通園事業利用（長岡療育園など）
- 作業所への通所 ●補装具や日常生活用品の給付

◆問合せ先 中里村役場民生課福祉係 ☎63-3111

「小さな木 大きな森の 第一歩」

第15回魚沼地方林業振興祭

10月17日、第15回魚沼地方林業振興祭が中里村のユーモール、うるおい公園で行われました。ユーモールの多目的ホールでは、緑の少年団、田沢小学校4年生を含む230人が参加して式典が行なわれ、村内の多くの皆さんが表彰されました。その後、参加者全員で「育て森」の斉唱を行いました。

場所を移動して晴天に恵まれた中、桔梗原のうるおい公園において参加者全員によるブナ・紅山桜・レンゲツツジの植樹が行われました。来春からうるおい公園は紅山桜、レンゲツツジが咲く名所となることでしょう。

村内の表彰された方と標語は、次のとおりです。おめでとうございます。(敬称略)

●新潟県知事表彰

緑化功労者

村山 重保 (田沢)

●社にいがた緑の森百年物語緑化推進委員会理事 理事長感謝状

緑の募金協力団体

中里中学校「校内ボランティアサークル」

●魚沼地方林業振興祭実行委員長表彰

優秀森林技術員

十日町森林組合 上原利信 (上山)

【学校標語コンクール】

最優秀賞 藤田大誠 (貝野小学校3年生)

優秀賞 「小さな木 大きな森の 第一歩」
井ノ川未樹 (田沢小学校4年生)

優秀賞 「命の木 大きく育ち かがやいて」
上原智佳 (田沢小学校5年生)

優秀賞 「大切に 緑ゆたかな この自然」
井ノ川 広 (貝野小学校6年生)

優秀賞 「緑の木 増やして守ろう 地球の命」
宮崎太樹 (清津峡小学校1年生)

優秀賞 「ブナのきを うえたよ おおきくなつたかなあ」
鈴木可南子 (清津峡小学校2年生)

優秀賞 「木のおい 体にやさしい いいかおり」



▲学校標語コンクール最優秀賞 藤田大誠くん



▲緑の少年団の紹介

◀大きくなあれ。一本ずついいねに



▲桔梗原うるおい公園 植樹の様子



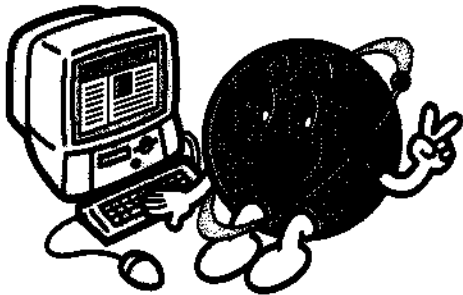
十日町地域高速通信体系整備構想

便利で安心・安全な地域づくりを目指して

「ADSL」や「ブロードバンド」、「地上波デジタル放送」など、近年ITに関する言葉を多く耳にするようになりました。「IT革命」と呼ばれる急速な社会変遷が全国各地で進んでいます。

そこで、現在、国や県、市町村が推進している「IT社会」のことについて、この地域の取組み状況をまじえ、4回シリーズで紹介をしていきたいと思っております。

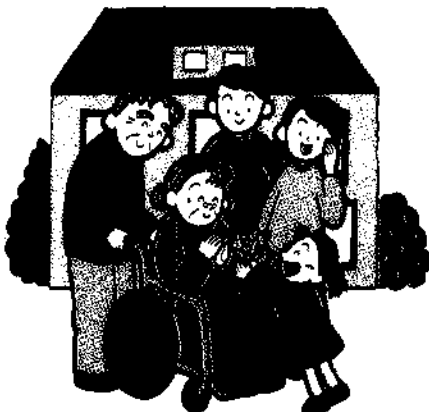
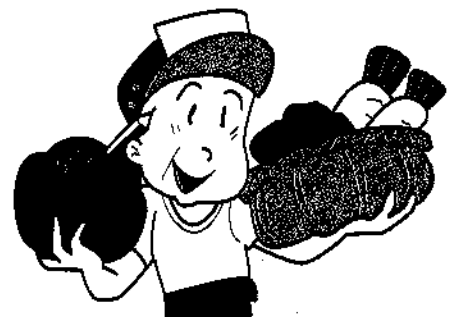
今回の第1回シリーズでは、「便利で安心・安全な地域づくりを目指して」をテーマに「IT社会」の実現により、地域がどのように変わっていくのか、また、国・県・市町村で進めている「地域情報化」について触れてみたいと思っております。



IT というと、自分にはあまり関係がないと思われる方も多いと思います。そもそもITという言葉自体、遠い異国の言葉に聞こえます。ITとは「インフォメーションテクノロジー」の略で日本語に訳すと「情報技術」となります。実は、普段、みなさんが見聞きしている「テレビ」や「ラジオ」なども「情報技術」の一端といえます。もちろんインターネットは、「情報技術」の結晶といえます。

今後は、ますます「情報技術」が発展し、みなさんの普段の生活にさらに様々な情報が発信され、高度な技術が普及し、それと反比例してIT機器が簡単に使えるようになっていくと考えられます。しかしながら情報の大容量化、技術の高度化が進むと、大量の情報を送受信する機能やその情報を処理する技術が必要となってきます。このような、機能を情報通信基盤と呼んでいます。

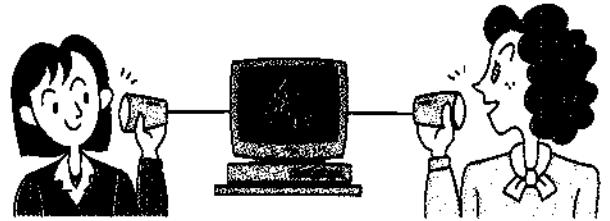
現在は、全国的にこの情報通信基盤を利用し、地場産業の活性化や少子高齢化・過疎化対策、地域コミュニティの形成を行っている事例が多数あります。しかしながら、当地域では、情報通信基盤の1つである高速通信回線の整備が遅れているため最新の「情報技術」を利用できない状態にあります。



そこで、十日町広域圏の6市町村では、この地域の情報通信基盤を各家庭まで整備するため官民をあげて検討をしています。情報通信基盤の整備は、「地上波デジタル放送」等の問題に関連するばかりではなく、福祉・教育・医療、さらには、市町村合併の諸問題にも関わってきます。産・民・官がそれぞれ連携・協働しながら、他の地域に負けないように高度情報化の実現に向けた努力が必要であり、何よりも住民のみなさんの積極的なご理解とご協力が必要不可欠です。

次に、国や県がなぜ、「IT」施策を進めているのか紹介をしたいと思います。

2001年1月、日本は国家戦略として「e-japan構想」を発表しました。これは、その時点で欧米はもちろんのこと、アジアにおいても決して順位の高くなかった日本の情報通信基盤を整備し、国際競争力を高めようと考えたからです。



「e-japan構想」とは、政府・民間の総力をあげて2005年度までに日本を世界最先端のIT国家にしようとする構想です。具体的な方策として次の項目が掲げられています。

- 1 超高速ネットワークインフラの整備及び競争の促進
- 2 電子商取引の大幅な普及を促進
- 3 電子政府の実現
- 4 人材育成の強化

国では、これら4方策をもとに様々な実験や整備、または、地方公共団体への援助を行っています。

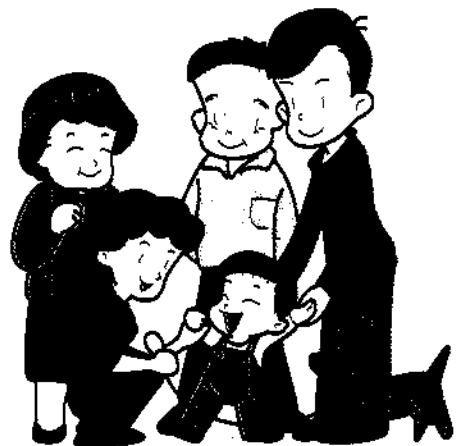


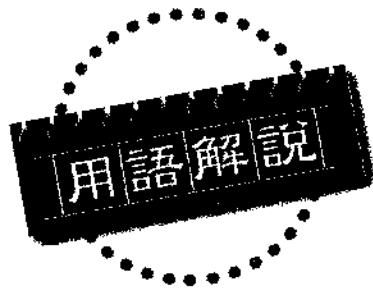
1 番目の「ネットワークインフラ」とは、通信基盤設備の事で、わかりやすくと考えると通信網の鉄道や道路ということになります。つまり「ネットワークインフラ」は今後、鉄道や道路、電気、水道などの社会基盤と同等に重要になると考えられます。

「e-japan構想」の中で「高速、超高速のネットワークインフラの整備」は、原則として民間主導で行うと書かれています。言葉のとおり東京などの都市部では、積極的なIT技術投資が行われ、情報通信基盤の整備が急ピッチで進んでいます。しかしながら、中里村のような中山間地域等では、採算性を重視する民間事業者ではなかなか手をだしづらくなっています。そこで、自治体が他地域との情報格差を無くすべく公的事業として基盤整備を検討する必要があります。国や県も積極的に支援を行っています。

他県でも、自治体が、国や県の支援を受けて情報通信基盤を整備し、それらを利用して新たな産業の創出や安心・安全な地域サービスを提供し、社会構造やライフスタイルの変化に合わせた生活ができるようになっていきます。

次回、第2回では、この地域における情報化の現状や、この地域でいま、どのようなことを検討しているのか紹介をしたいと思います。





■ADSL

Asymmetric Digital Subscriber Line の略で、日本語では「非対称デジタル加入者線」の略。従来の同軸ケーブルを用いて最大10Mbps程度の高速通信を行う技術。

※bpsとは通信回線などのデータ転送速度の単位。

1Mbpsは1,000Kbps。1Kbpsは1,000bps。

■ブロードバンド (=高速通信回線)

本来の意味は「広帯域」であるが、ADSL、光ファイバー、CATVなど概ね500kbps以上の高速な通信回線の普及によって実現される次世代のコンピュータネットワークと、その上で提供される大容量のデータを活用した新たなサービスを総称的に表したものの。

■地上波デジタル放送

衛星放送ではなく地上の放送塔から電波を送る「地上波」を使ったデジタル放送。現在普及しているVHF・UHF帯を使ったアナログ地上波によるテレビ放送に代わって利用され、2011年にはアナログ放送は終了し、地上波デジタル放送に完全に切り替わる。ハイビジョン放送、多チャンネル放送、双方向サービス、データ放送など、多彩な放送・サービスがおこなわれる予定。

■IT

Information Technology の略。日本語では「情報技術」の略。コンピュータやデータ通信に関する技術を総称的に表した用語。

■情報通信基盤

高度情報社会の実現に必要な、大容量光ファイバー通信ネットワークなど、情報通信を支える基盤となるハードウェアやソフトウェア。

■インフラ

Infrastructure の略で、道路や鉄道、電気やガス、水道、通信回線などの社会基盤設備のこと。

■電子商取引

インターネットなどのネットワークを利用して、契約や決済などを行う取引形態のこと。従来でも企業間の取引の一部では電子化されていたが、インターネットの一般消費者への普及につれて、消費者を直接対象とする電子商取引サービスが急激に成長している。別名「e-コマース」などとも呼ばれている。

■電子政府

2001年1月に決定された「e-Japan構想」の重点政策で、行政内をITを活用することで業務の効率化とペーパーレス化を促進し、申請や手続きなどをネットワーク経由で必要な時に利用でき、必要な窓口は1ヶ所・1回で済むようなシステム。また入札や電子調達、電子投票なども考えられるが、本人確認方法やセキュリティなどを十分配慮しなければならない。

■地域情報化

地域のネットワークを構築することで、情報流通の活発化や情報発信能力の増大を目指すなど、高度情報化社会に対応した地域づくりを行うこと。



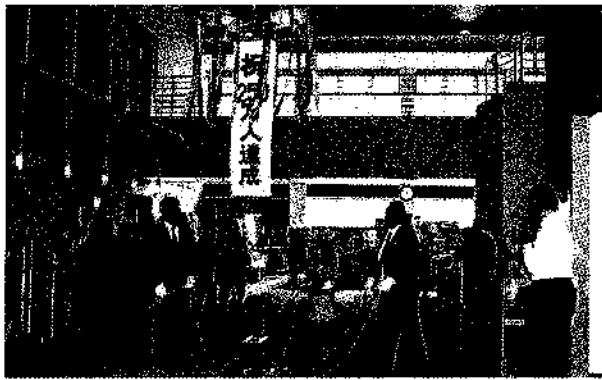
なかさと

ミオンなかさと 来場者250万人達成

11月3日(文化の日)、ミオンなかさとの来場者が250万人を達成し、250万人目の来場者、本間莉愛さん(7歳・新潟市)は突然のセレモニーに驚いた様子ながらも、藤田寿平副社長、上原英和監査役と一緒に、250万人達成のくす球を開けました。

本間莉愛さんには、250万人目の来場者ということで、記念品(ミオンなかさとペア宿泊券)が、そして250万人の前後賞(本間菜稀さん・新潟市、野上和男さん・十日町市)にも、ミオンなかさと・ゆくら妻有・ラピーヌ雪街道で利用できる食事券がプレゼントされました。本間莉愛さんは、家族と連休の旅行の帰りにミオンなかさと

でリフレッシュしに寄ったというところで、この日以前にも親戚の方と一緒に遊びに来たことがあったそうです。



▶中央が本間莉愛さん

上越魚沼快速道路の 早期完成目指して

●国・県に
39,905人の署名提出

十日町地域広域圏(十日町市中里村、川西町、津南町、松代町、松之山町)で8月末から9月に実施した上越魚沼地域振興快速道路整備促進署名39,905人がまとまりました。これを受け、10月1日(水)には6市町村長が国土交通省及び新潟県土木部に署名簿を提出し、上越魚沼地域振興快速道路の早期完成を要望しました。

●総決起大会で決議案採択
10月6日(月)、クロス10に沿線

住民900人が集まり整備促進総決起大会が開かれました。大会では滝沢市長が「高規格道路の早期完成は、地域住民の熱意と来賓各位のご協力が必要。今後ともゆるぎないご支援をお願いします」とあいさつしました。続いて来賓の筒井信隆衆議院議員、田中直紀参議院議員、後藤敏行国土交通省北陸地方整備局道路調査官などが祝辞を述べました。

最後に①地方道路財源の確保 ②八箇峠道路の早期完成 ③安塚IC(八箇IC間)の整備区

間格上げ ④松代IC(十日町IC間)の調査区間の指定を盛り込んだ大会決議案を出席者全員の拍手で採択しました。



▶国土交通省事務次官に署名を手渡す

高橋 秀さん 食生活改善事業功労者

10月15日(水)、新潟市民芸術文化会館において「新潟県健康づくり県民大会」が行われ、その式典において高橋秀さん(富中)が食生活改善事業功労者として知事表彰を受賞しました。

高橋さんは昭和49年に結成された中里村食生活改善推進委員協議会(こごし会)において、

副会長・会長を10期務め、ほかの役員も歴任しており、食生活の改善に大きく貢献されてきました。

また、平成13年には中里村奨功労・社会福祉功労を受賞しており、現在も村の健康づくりにおいて活躍しておられます。



新潟県立青少年研修センター

利用申し込み予約の御案内

平成16年4月1日から平成17年3月31日までの利用申し込み予約を、次のとおり受付けます。

◆利用申し込み予約の受付

1. 受付開始日 平成15年12月1日(月) 午前9時から
2. 受付時間 開所日の午前9時から午後5時までです。
3. 受付方法 電話にて受付ます。

◆利用できる団体

次のいずれかに該当するおおむね5人以上で構成する団体です。

- ・児童、生徒、学生(成人の引率責任者が必要です。ただし学生は引率責任者にはなれません。)
- ・青少年団体及びサークル
- ・青少年指導者、教員、青少年育成者
- ・その他、企業等設置目的外の団体

◆必要経費(H15年度の場合)

- ・食費 1,800円(朝食500円、昼食600円、夕食700円)
- ・シーツ、枕カバーのクリーニング代 180円
- ・施設使用料は無料です。

※ただし、施設目的外の利用団体は、1人1泊につき、1,500円及び使用する研修室の施設使用料が必要です。

◆利用申し込み予約にあたっての留意点

- ・宿舍泊は定員200人となっております。
- ・宿舍泊のほかに、テント泊(150人)、日帰り研修が可能です。
- ・4月から8月は、利用希望団体が多いので、9月から翌年3月の利用もご検討ください。

◆問い合わせ・申込み先

西蒲原郡巻町大字越前浜5597-1
新潟県立青少年研修センター ☎0256-77-2111



わが家の主役

山田陽太くん(1歳) (217)

学さん・祐美子さん夫妻の2男(千溝)

なんでもよく食べ、人見知りをあまりしないという陽太くん。誰にでも笑顔で接し、一緒にいるとつい笑顔になってしまいます。

今は何にでも興味を持ってしまい、同時に何でもおもちゃになっています。特に音には敏感らしく、音の鳴るおもちゃがお気に入りだそうです。

また、結構気が強いらしく、3歳になるお兄ちゃん(彩斗くん)とおもちゃの取り合いで、時にはケンカになることも…。



北越急行株 社員募集要項

北越急行株式会社では、次のとおり社員募集を行います。

◆職種 運転士、施設・電気技師 ◆募集人員 若干名

◆職務内容

・運転士 当分の間、駅営業係として出札等の業務に従事後、運転免許を取得し、運転士として普通電車で乗務します。

・施設・電気技師

松代工務区において鉄道施設の保守業務及び信号・通信設備の保守業務等に従事します。

◆勤務地 南魚沼郡六日町、十日町市、東頸城郡松代町

※入社後、必要に応じて職種及び勤務地を変更する場合があります。

◆応募資格 応募資格は原則として次の要件を満たす者となります。

・昭和48年4月2日から昭和61年4月1日生まれの者(ただし、動力車操縦者運転免許(甲種電気車)保有者は昭和43年4月2日からとする。)

・高等学校卒業以上の学歴を有すること。(卒業見込みを含む)

・色覚は正常で視力(矯正視力を含む)は、各眼1.0以上であること。

◆応募手続き

採用試験受験希望者は、受験申込書を北越急行株式会社総務課へ郵送で提出してください。

なお、受験申込書は六日町、十日町、上越の各ハローワークにもあります。

受験申込書を郵送で必要とする場合は、返信用封筒(角2)に送付住所を記入の上120円切手を貼付して請求してください。

◆受付期間 平成15年12月1日(月)〜12月19日(金)

◆応募・問合せ先 詳しくは次までお問い合わせください。

北越急行株式会社総務課

南魚沼郡六日町大字六日町2902番地1

☎025177012820



出生



肇 英 { 服部 公彦 } 小原
 眞 大 { 齊藤 満子 } 通り山

結婚



{ 富井 純一 } 市之越
 { 丸山 久美子 } 十日町市
 { 上村 斉山 } 山崎
 { 横塚 恵美子 } 群馬県

死亡

富井 盛勝 (54) 市之越
 羽鳥 政義 (92) 本屋敷
 山田 サン (81) 荒屋
 太島 栄英 (92) 白羽毛

※掲載を希望しない方は届け出の際に申し出てください。

キヤリアーズの案内

新潟県土木部では、平成17年度以降、工事の入札や図書類・工事打合せ・成果資料等を電子化(インターネットを活用)する事となりました。つきましては、概要説明会を開催致しますので御希望の方は、是非参加してください。

◆日時 11月27日(木)

午後1時30分～

◆会場

十日町地域地場産業振興センター クロス10 2F

◆問合せ先

十日町土木事務所建設業係 ☎57-5522

11月8日は「いい歯の日」

11月8日「いい歯の日」に5歳児・12歳児のむし歯のない子30名が表彰されました。皆さんも歯の健康に気をつけて今年2回は歯科健診を受けましょう。

※健診(11名) 参加者は掲載させていただきます。

樋口裕子、村山明日香、金澤沙弥、百瀬久美子、藤原穂弥、古川有樹、横溝麻衣、新藤穂美、鈴木拓海、井ノ川真由美、中島唯衣(19名)

坂本直子、伊藤遥希、藤井悠成、樋口亜衣子、横田大地、山田沙弥、長瀬陽子、井ノ山智希、田中陽介、根崎久枝、樋口聖子、廣田花那、廣田華、山崎涼未、渡辺陽菜、高野麗花、高橋麻衣、鈴木敦子、井ノ川真

※11月11日(火)・18日(火) 幼児歯科健診を受ける方へ

●お持ちしている歯ブラシを持ってきてください。
 ●お持ちでない場合は、お預かりさせていただきます。



今月の印刷・紙類目録

印刷 定款集	(11月1日)
印刷 定款集	(12月1日)
印刷 定款集	(12月1日)
印刷 定款集	(12月1日)
印刷 定款集	(12月1日)
印刷 定款集	(12月1日)

ますます 働くル 賃金

なお、賃金が時間額以外(日額、月額、その他)で定められている場合は、日額、月額等を時間額に換算して比較することになります。

新潟県最低賃金は、県内で事業を営む全ての使用者及びその事業場で働く全ての労働者(臨時、パート、アルバイト等を含む。)に適用されます。

この機会に、最低賃金を確認しましょう。

◆相談・問合せ先

新潟県労働局賃金室又は最寄りの労働基準監督署まで

行政相談員の“ご存じですか?”

No.14

内閣府の「男女共同参画局」では社会のあらゆる分野において、2020年までに、指導的地位に占める女性の割合が、少なくとも30%になることを目指して、女性が活躍できるよう積極的な各種取組みを行うとともに、女性の様々なチャレンジを支援することを決定しております。

- 交通事故件数.....18件
- 死者.....1人
- 傷者.....24人
- 死亡事故ゼロ.....262日

森林所有者の皆さん、道路脇の立木の管理は大丈夫ですか？

毎年、台風や降雪で立木が道路上へ倒れたり、枝からの落雪によって通行車両が損傷する事故が発生しています。

こうした事故では、一般的には立木所有者の管理責任が問われ、損害賠償の責めを負うこととなりますので、危険な立木や道路上に張り出した枝は早めに伐採してください。

なお、立木を伐採する際、地域森林計画による手続きが必要な場合もありますので、あらかじめ役場にご相談ください。

◆問い合わせ先

- ・新潟県小千谷林業事務所林業振興課
☎0258-83-0831
- ・国道の管理 十日町土木事務所庶務課行政係
☎57-9482
- ・村道・森林法の手続き 中里村役場建設課・農林課
☎63-3111

介護サービスの苦情や相談はありますか？

介護サービスでお困りのことはありませんか？役場介護保険担当窓口・居宅介護支援事業者・国保連合会では介護サービスに関する相談や苦情を受け付けています。お気軽にご相談ください。

◆介護サービス苦情相談窓口

- ・役場民生課介護保険担当
☎63-3111 (内線124)
- ・上村病院居宅介護支援事業所
☎63-4151
- ・中里村在宅介護支援センター
- ・新潟県国民健康保険団体連合会介護サービス相談室
☎025-285-3022

休日救急医	11/16	庭野医院	☎52-2711 (十日町市)
	11/23	田中外科医院	☎52-2403 (十日町市)
		上村病院	☎63-2111 (中里村)
	11/24	本町クリニック	☎50-1160 (十日町市)
11/30	たかき医院	☎58-2361 (十日町市)	

秋。行楽シーズンです。土日に祝日がついて3連休という、国道117号線などでは車が多くなり、渋滞していることもしばしばです。

山々は色付き、心地よい風が吹く中での観光は気持ちよく、楽しむには絶好の季節と言えるでしょう。

そんな中、夕暮れ時の高齢者の交通事故が増えていきます。事故数が昨年を大きく上回っており、ドライパノは早めのライト点灯、歩行者は明るい服装にし、反射材を活用し、事故に遭わないよう注意しましょう。

編集後記

11月15日～12月5日
暮らしのカレンダー

15(土)	
16(日)	ドーム中里き☆らら定期投影 ☑ユーモール ☉11:00～11:40
17(月)	
18(火)	幼児歯科健診 ☑総合センター ☉9:30～10:30受付 全血献血 ☑総合センター ☉10:00～12:00、13:00～15:00受付
19(水)	補聴器相談(リオン) ☑役場 ☉13:45～14:00
20(木)	遊びの教室 ☑総合センター ☉9:30～10:00受付
21(金)	心配ごと相談(南雲勝男) ☑デイサービスセンター ☉13:30～16:00 行政相談 ☑総合センター ☉13:30～16:00
22(土)	
23(日)	勤労感謝の日 ドーム中里き☆らら定期投影 ☑ユーモール ☉11:00～11:40
24(月)	振替休日 ミュージックプラネタリウム ☑ユーモール ☉19:30～
25(火)	
26(水)	
27(木)	結婚相談室 ☑総合センター ☉10:00～11:30
28(金)	心配ごと相談(村山篤穂) ☑デイサービスセンター ☉13:30～16:00
29(土)	
30(日)	ドーム中里き☆らら定期投影 ☑ユーモール ☉11:00～11:40
1(月)	妊婦歯科健診・歯科健康教室 ☑歯科診療所 ☉16:00～16:30受付
2(火)	乳幼児身体測定・健康相談 ☑保健センター ☉9:30～11:00受付
3(水)	補聴器相談(リオン) ☑役場 ☉13:45～14:00
4(木)	
5(金)	心配ごと相談(廣田和子) ☑デイサービスセンター ☉13:30～16:00

とところ とき

村の人口

10月末現在()は前月比

●人 □	男	3,145人 (-6)
	女	3,178人 (-3)
	計	6,340人 (-9)
●世帯数		1,684 (-1)